

後発医薬品の承認審査

中医協 薬-2-1
19.6.27

- 後発医薬品が先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるかを、以下のデータ(添付資料)に基づき検証する。

▶ 規格及び試験方法

- ◆ 3ロットについて3回の繰り返し測定の実測値
 - ◆ 試験法のバリデーション^(※)結果
- } → 有効成分の含量、不純物等について先発品と同等
※ 試験法のバリデーションとは、試験法の特異性、検出限界等を考慮し、用いる試験法が適切なものであるかどうかについて確認を行うこと。

▶ 安定性

- ◆ 3ロットについて、温度40°C($\pm 1^{\circ}\text{C}$)、湿度75%($\pm 5\%$)、6ヶ月間以上で試験を実施 → 安定性について先発品と同等

▶ 生物学的同等性

- ◆ 健康成人に後発医薬品と先発医薬品とを交互に投与し、その血中濃度推移等を比較 → 治療学的に先発品と同等
※ 色、形、味、添加物が先発医薬品と同一であることは求めていない。
 - ・ 先発医薬品と後発医薬品で添加物が異なるにしても、生物学的同等性試験によって、有効性・安全性が同等であることを担保

※ 添加物については、ヒトでの安全性が確認されているもののみ認めている。

● 適合性調査の実施

▶ 添付資料が信頼性の基準に沿って作成されていることを確認する調査

- ◆ 添付資料(生物学的同等性試験を含む)と原資料(生データ)との整合性の確認
- ◆ 後発医薬品として初めて承認される成分を含有する医薬品等については、必要に応じて、治験依頼者及び治験実施施設のGCP(医薬品の臨床試験の実施の基準)適合性に関する実地調査

▶ 製造管理・品質管理の基準に沿って製造が行われることを確認する調査

- ◆ 製造所及び製造工程に係るGMP(医薬品の製造管理及び品質管理の基準)適合性に関する調査
※ GMP適合性調査は、品目ごとの承認時の調査に加え、承認後にも製造施設ごとに定期的に調査を実施

後発医薬品の承認審査に必要なデータ、審査基準等は、米国と同じ

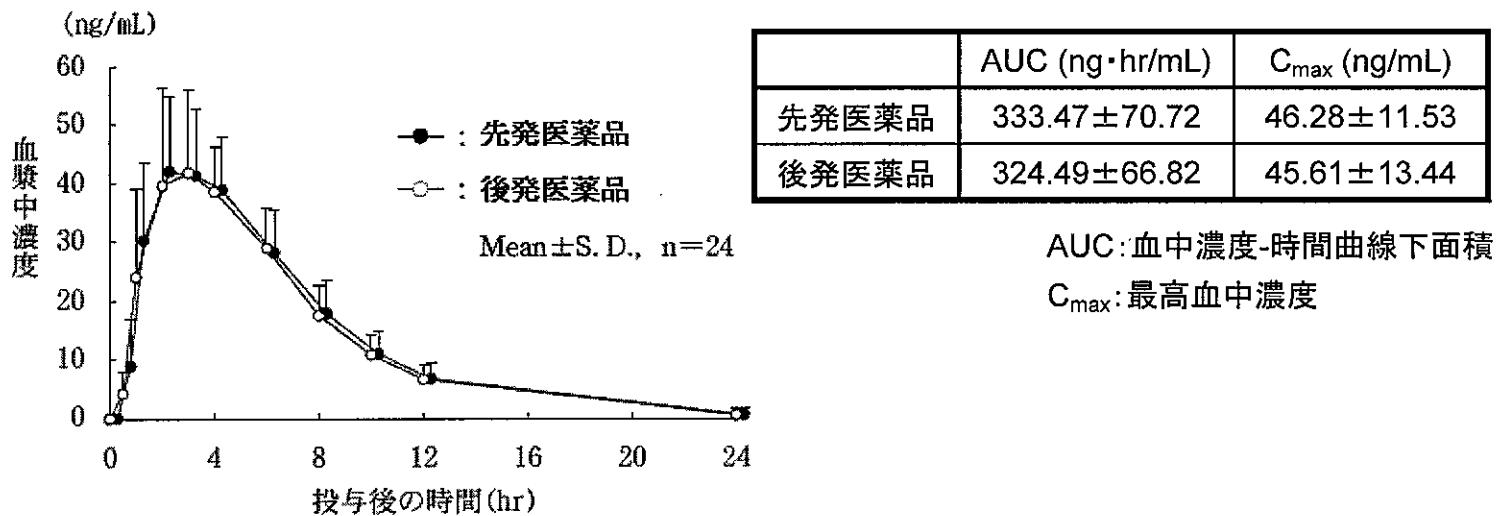
規格及び試験方法の設定

項目	原薬	製剤
1 名称	○	○
2 構造式又は示性式	△	×
3 分子式及び分子量	○	×
4 基原	△	△
5 含量規格	○	○
6 性状	○	○
7 確認試験	○	○
8 示性値(物理的化学的性質等)	△	△
9 純度試験	○	△
10 水分含量(水分又は乾燥減量)	△	△
11 強熱残分、灰分又は酸不溶性灰分	△	×
12 製剤試験	×	○
13 特殊試験	△	△
14 その他の試験項目(微生物限度試験、原薬の粒子径を含む)	△	△
15 定量法	○	○
16 標準物質	△	△
17 試薬・試液	△	△

剤型	「12 製剤試験」の内容
散剤、顆粒剤	製剤均一性試験、粒度試験、溶出試験又は崩壊試験
錠剤、丸剤、カプセル剤、トローチ剤	製剤均一性試験、溶出試験又は崩壊試験
注射剤	不溶性異物検査、採取容量試験、製剤均一性試験、無菌試験、不溶性微粒子試験、エンドトキシン試験又は発熱性物質試験、放出試験、粒子径試験
エアゾール剤(定量性が要求されるもの)	噴射時間と噴射量との関係、粒子径試験(懸濁タイプの場合)
エリキシル剤、酒精剤、チンキ剤、流エキス剤	アルコール数測定
眼軟膏剤	金属性異物試験、無菌試験、放出試験、粒子径試験、展延性試験
硬膏剤等の経皮吸収剤	粘着力試験、放出試験
坐剤	溶融温度試験、放出試験、軟化点
点眼剤	不溶性異物検査、無菌試験、放出試験、粒子径試験

生物学的同等性試験

- 生物学的同等性試験を行う目的は、先発医薬品に対する後発医薬品の治療学的な同等性を保証することにある。
- 先発医薬品と後発医薬品のヒトでの血中濃度推移等について、同等性を確認する。



- ▶ 血中濃度が測定できない場合等には、薬理学的效果の比較等により同等性を検討する。
- ▶ 生物学的同等性試験は、薬事法上の治験に該当し、GCP(医薬品の臨床試験の実施の基準)に従って実施されなければならない。
- ▶ ヒトでの生物学的同等性試験は、昭和55年6月30日以降に承認申請される医薬品について提出が求められている。